

東京医科歯科大学大学院学生研究奨励賞に関する規則

平成26年12月17日
規則第141号

(目的)

第1条 本学の大学院生（以下「学生」という。）で優れた研究活動を行っている者に対し、海外研修の機会を提供し、世界をリードする研究者、研究心旺盛な高度専門医療人の育成を行うことを目的として、東京医科歯科大学大学院学生研究奨励賞（以下「奨励賞」という。）を定めるものとする。

(対象)

第2条 奨励賞の対象者は、所属研究分野において優れた研究活動を行い、将来研究者としての活躍が期待できる学生で、次の条件を満たすものとする。ただし、長期履修学生、在学期間延長学生及び留学生は除くものとする。

- (1) 医歯学総合研究科医歯学専攻 博士課程2年次以上
- (2) 医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻 後期3年博士課程2年次以上
- (3) 保健衛生学研究科看護先進科学専攻 一貫制博士課程3年次以上
- (4) 保健衛生学研究科共同災害看護学専攻 一貫制博士課程3年次以上

(派遣期間及び派遣時期)

第3条 海外派遣期間は2週間（14日）以上を対象とし、派遣時期は、原則受賞した年度内とする。ただし、天災その他やむを得ない事情が生じた場合は卒業する年度まで期間の延長を認める。

(申請方法)

第4条 学生は、指導教員及び分野長を経て、所属する研究科の長に別に定める申請書を提出しなければならない。

- 2 各研究科においては、申請書を取りまとめるうえ学長に申請するものとする。
- 3 申請業績の対象期間は、学生の本学における所属期間すべてを対象とする。

(対象学生の決定)

第5条 対象学生は、各研究科からの推薦に基づき学長が決定する。

- 2 学長は、前項の決定を行ったときは、本人へ速やかに通知するものとする。

(奨励金の支給)

第6条 対象学生に対しては大学院学生研究奨励金（以下「奨励金」という。）を支給する。

- 2 奨励金は、原則として東京医科歯科大学基金をもって充てるものとする。
- 3 奨励金は、最低額20万円を支給し、派遣日数が15日を超えた場合は、1日につき3千円を追加し、上限を50万円とする。
- 4 独立行政法人日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）奨学金（以下、「JASSO 奨学金」という。）を受給する対象学生に対する奨励金は、前項で定める奨励金支給額と JASSO 奨学金支給額との差額を支給するものとし、JASSO 奨学金の規定により支給額等に制限がある場合にはそれに従うものとする。

（奨励金支給対象者数）

第7条 奨励金の支給対象者数は、原則として、年度を通じて各号により決定する。

- (1) 医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系） 5名以内
 - (2) 医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系） 3名以内
 - (3) 医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻 1名以内
 - (4) 保健衛生学研究科 1名以内
- 2 特に優れた研究活動を行っているなど、学長が特に必要と認める場合は、前項各号に定める奨励賞対象者数の上限を超えることができるものとする。

（報告）

第8条 奨励金の支給を受けた者は、別に定める研究報告書により、海外研究終了後30日以内に学長に報告するものとする。

（事務）

第9条 奨励賞に関する事務は、統合教育機構事務部学務企画課の協力を得て、統合国際機構事務部国際交流課において処理する。

（その他）

第10条 大学院学生研究奨励賞に関して、特別な事情が生じ、学長が特に必要と認めた場合は、この規則によらない取り扱いができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 保健衛生学研究科総合保健看護学専攻博士課程（後期）については第2条によらずに、平成28年度までは2年次以上を、平成29年度以降は3年次を対象とする。
- 3 東京医科歯科大学大学院学生研究奨励賞に関する内規（平成22年11月1日制定）及び東京医科歯科大学大学院学生研究奨励賞取扱要領（平成22年11月1日制定）は廃止する。

附 則（平成27年11月16日規則第207号）

この規則は、平成27年11月16日から施行し、平成27年10月28日から適用する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月6日規則第64号）

この規則は、平成29年4月6日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年6月21日規則第58号）

- 1 この規則は、平成30年6月 日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 保健衛生学研究科生体検査科学専攻博士課程（後期）については第2条によらずに、平成31年度以降は3年次を対象とする。

附 則（令和2年9月29日規則第111号）

この規則は、令和2年9月29日より施行し、令和2年9月1日から適用する。